合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

（農村振興課の所掌事務）

第三十七条　農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関すること。

十三　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

十四～十七　［略］

（食料産業課の所掌事務）

第四十一条　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

［号を削る。］

四　［略］

五　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること（農村振興課の所掌に属するものを除く。）。

六～十四　［略］

（農村活性化推進室並びに企画指導官、地域資源活用専門官、管理官、農業土木専門官、技術審査官、用地官及び災害査定官）

第四十五条　農村振興課に、農村活性化推進室並びに企画指導官二人、地域資源活用専門官一人、管理官一人、農業土木専門官一人、技術審査官一人、用地官一人及び災害査定官一人を置く。

2　農村活性化推進室は、第三十七条第一号及び第九号から第十七号までに掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

5　地域資源活用専門官は、農村振興課の所掌事務に係る地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6～10　［略］

（地理的表示・輸出促進専門官）

第四十九条　食料産業課に、地理的表示・輸出促進専門官一人を置く。

［項を削る。］

2　［略］

合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十三条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］

（農村振興課の所掌事務）

第三十七条　農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十二～十五　［同上］

（食料産業課の所掌事務）

第四十一条　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

四　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　［同上］

六　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

七～十五　［同上］

（農村活性化推進室並びに企画指導官、管理官、農業土木専門官、技術審査官、用地官及び災害査定官）

第四十五条　農村振興課に、農村活性化推進室並びに企画指導官二人、管理官一人、農業土木専門官一人、技術審査官一人、用地官一人及び災害査定官一人を置く。

2　農村活性化推進室は、第三十七条第一号及び第九号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

［項を加える。］

5～9　［同上］

（六次産業化専門官及び地理的表示・輸出促進専門官）

第四十九条　食料産業課に、六次産業化専門官及び地理的表示・輸出促進専門官それぞれ一人を置く。

2　六次産業化専門官は、農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　［同上］